

全旅協 学校旅行総合補償制度のあらまし

旅行参加者・学校を 同時に守る補償制度です

全旅協学校旅行総合補償制度のご説明

この度は、当社に旅行契約をご用命いただき、有難うございます。一般社団法人全国旅行業協会加盟会員である当社は、皆様の安全の確保と利便の増進を図る一助として、同協会が損害保険ジャパンなどと契約している「全旅協学校旅行総合補償制度」に加入しております。旅行中のおケガによる死亡・後遺障害・入院・通院や、ケガや病気で旅行をやめて帰宅する場合の交通費などでお役に立つことができます。

補償金支払の対象となる主な事故

- 1** 国内旅行に参加中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合
(例：交通事故、宿泊先での転倒事故、火災など)
ただし、傷害が故意によるもの、自覚症状しかないムチウチ症・腰痛などは対象になりません。
- 2** 国内旅行参加中に病死した場合 ※全旅協見舞金制度
- 3** 国内旅行参加中の携帯品の損害 ※旅行特別補償（企画旅行 L タイプの場合のみ）
- 4** 国内旅行参加中の旅行参加者の第三者への賠償事故
ただし、故意、暴行、心神喪失による賠償責任などは対象となりません。
- 5** 国内旅行参加中にけがや病気で通院し、旅行を中断してお迎えや帰宅等に費用がかかった場合
- 6** 国内旅行参加中に発生した学校の過失による賠償事故

市販の学校旅行総合保険よりも優れる点

- 学校による**保険契約手続き（押印・振込・名簿提出）**が不要
- **熱中症**が**ケガ**と同様に補償されます
- **ケガ**による**通院**を**補償**します
- **ケガ**による**入院**は**日額補償**です
- **救援者費用**が**100万円以上の大型補償**です
- **本人の宿泊費 1泊2万円**まで**補償**します



全旅協学校旅行総合補償制度のご案内

ご加入タイプ

L1000 タイプ

K1000 タイプ

1. 損害保険ジャパン株式会社を幹事会社とする傷害保険等の補償について

① 傷害補償

保険金の種類	保険金が支払われる場合	保険金額
死亡保険金	旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合（熱中症含む）	1,000 万円
後遺障害保険金	旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合（熱中症含む）	40 万円～ 1,000 万円
入院保険金／手術保険金	旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院について / 180 日以内の手術について（熱中症含む）	4,000 円（入院日額）／ 20,000 円（外来の手術）・ 40,000 円（入院中の手術）
通院保険金	旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院について（90 日限度）（熱中症含む）	2,500 円（通院日額）

※上記は熱中症も補償されます。

② 旅行中断の費用補償

保険金の種類	保険金が支払われる場合	保険金が支払われる主な項目	保険金額
救済者費用 （保護者が費用負担）	- 旅行行程中の事故によって旅行者の生死が確認できない場合または旅行者の緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 - 旅行行程中の事故によって旅行者の身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または旅行行程中に治療を受け、かつその後に予定していた旅行が全く不可能になった場合	旅行者の捜索費用、親族（2 名まで）の現地急行費用（1 往復分の交通費、宿泊費（14 日限度）、死亡した旅行者の移送費用、旅行者の帰宅費用（帰宅当日に交通機関が利用できずに帰宅できない場合、旅行者 1 名につき 2 万円限度の宿泊費）、諸雑費（ <u>救済者が現地で支出した交通費や電話等通信費、遺体処理費など 3 万円限度</u> ）	100 万円限度 （旅行会社が支出する諸費用を含みます。）
学校緊急対応費用 （学校が費用負担）	疾病を直接の原因として旅行行程中に死亡した場合または旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として旅行行程中に治療を受け、かつ、その後の予定していた旅行は全く不可能となった場合	捜索救助費用、教職員・親族等の現地派遣費用、応対施設借上費用、移送費用、諸雑費（ <u>現地で支出した交通費や電話等通信費、遺体処理費など 3 万円限度</u> ）	30 万円

③ 賠償責任の補償

保険金の種類	保険金が支払われる場合	保険金額
賠償責任（個人）	旅行中の偶然な事故により誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたため参加者が法律上の損害賠償責任を負った場合には損害賠償金（治療費、修理費など）、緊急措置費用、訴訟費用などを補償	5,000 万円
学校賠償責任（学校）	旅行中に起きた偶然な事故により誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたため、学校が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金（治療費、修理費など）、緊急措置費用、訴訟費用などを補償	身体 1 名 5,000 万円 1 事故 10 億円、 財物 1 事故 5,000 万円、 免責金額 1 事故 1 万円

2. 全旅協見舞金制度の補償について

見舞金の種類	見舞金が支払われる場合	見舞金額
病気死亡見舞金	旅行参加中に病気で死亡した場合	死亡者の相続人の数にかかわらず、法定相続人代表者 1 名に対して 10 万円（以内）、ただし 1 旅行 100 万円が限度になります。

※全旅協：一般社団法人 全国旅行業協会は旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会です。

3. 特別補償規定の補償について（Kタイプには含まれません）

補償金・見舞金の種類	補償金が支払われる場合	補償金額
死亡補償金	旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から 180 日以内に死亡した場合	1,500 万円
後遺障害補償金	旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	45 万円 ～ 1,500 万
入院見舞金	旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院した場合	入院日数に応じて 2 万円 ～ 20 万円
通院見舞金	旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院した場合	通院日数に応じて 1 万円 ～ 5 万円 (3 日以上通院が条件になります。)
携帯品損害補償金	旅行参加中に偶然な事故によって旅行者所有の身の回り品に損害が生じた場合	損害に応じて 1 個・1 組 10 万円、 1 事故 15 万円が限度になります。 (3,000 円以下は対象外)

※特別補償とは、旅行会社が旅行業法に基づいて旅行者に対して行なうおケガと携帯品の補償です。（L タイプのみ）

当社は（一社）全国旅行業協会の「学校旅行総合補償制度」に加入しています

この制度は（一社）全国旅行業協会（ANTA）と損害保険ジャパンなど大手損害保険会社との間で契約している団体保険であって、その制度に当社が加入することにより、万一の場合に学校・生徒・保護者の方々が保険による補償（おケガによる死亡・入院・通院、重大事故時のご支援など）を受けられるしくみです。また、保険会社のコールセンターと 24 時間 365 日体制で連携しており、重大事故発生など万一の際にも当社は迅速に責任ある対応をさせていただきます。

お取り扱い旅行会社